慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治十八年文部省海外留学生としての梅謙次郎
Sub Title	Ume Kenjiro, as a student sent abroad by the Ministry of Education in 1885
Author	辻村, 亮彦(Tsujimura, Akihiko)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2020
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.36, (2019.) ,p.37- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：近代日本と留学
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20190000-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第三十六巻（二〇一九年度）
特集　近代日本と留学

明治十八年文部省海外留学生としての梅謙次郎

辻村亮彦

はじめに

明治日本の諸制度、とりわけ高等教育の形成、展開過程において、欧米諸国との人的交流、すなわちお雇い外国人の招聘と留学生の派遣は、きわめて重要な役割を果たした。幕末維新期に、ある者たちは幕命、藩命により、ある者たちは密航という形で、多くの若者が欧米諸国に渡り、その中には伊藤博文、井上馨、青木周蔵、福沢諭吉のように明治期に各界をリードしていく者もいたが、西洋学問を体系的に持ち帰った者は少数であった。(1)明治六年、明治政府は学制の発布に伴い、多額の費用を要するにもかかわらず成果に乏しいとして、官費で留学中の者たちに帰国を命じる。(2)以後、官費（あるいは貸費）による留学生の派遣は、各省の予算の範

囲内で各省が抱える課題に応えることを目的として展開されていく。官立の学校を設けて教師としてお雇い外国人を招聘し、その卒業生の中から優秀な者を選抜し帰国後のポストを保障したうえで海外の大学に派遣する、というサイクルが一般化していく。(3)

泰西主義の制度構築を目指した法律分野においても、他分野と基本的に事情は変わらない。しかしながら法律分野が他の分野と様相が異なる点がある。それは、明治七年から同十八年まで設立趣旨を異にする二つの官立の法学教育機関、すなわち司法省法学校と東京大学法学部が並立しており、それぞれ独立した官費留学のシステムが同時に作動していたという点である。先学においても、日本の近代法学は基本的に輸入学問であるとの認識を基礎とし、明治期における法律分野における欧米諸国への留学生に関する研究は非常に豊かな蓄積がある。しかしその研究には個別の留学生の動向に焦点を当てたものが多く、明治期の留学制度一般、あるいは前述の法律分野における二つの留学システムの併存という観点からの分析は十分に行われていないように思われる。本稿では、前述の二つの教育機関が統合される明治十八年に文部省海外留学生に選ばれフランスとドイツに留学した法学者・梅謙次郎に着目し、この二つの留学システムがそもそもどのようなものであり、それがどのような変容を遂げるのかについて検討していきたい。

以下では、第一章において、司法官養成のために設置された司法省法学校（当初の名称は「明法寮」）における教育と留学生の派遣について概観する。続く第二章では、東京大学（東京大学発足以前は東京開成学校）における法学教育と留学生の派遣について概観する。第三章では、法学教育制度の変容と二つの留学システムの交錯の視点から梅謙次郎の留学の意義について検討する。

一　司法官の養成とヨーロッパ留学

（1）　司法省法学校における法学教育

明治四年、太政官三院制の成立と同時に刑部省と弾正台を併合し設置された司法省は、民法などの法典編纂と西洋型の司法制度の構築に着手した。翌五年に司法卿に就任した江藤新平は、前年末に日本で最初の司法裁判所として設置された東京裁判所に続いて、枢要地（関東近県、大阪、京都、開港場）に精力的に裁判所を設置していく。明治六年の政変で江藤が政府を去った後も、後任の司法卿大木喬任が、江藤の路線を引き継いで全国への裁判所の設置をさらに推し進め(4)、明治八年には東京に最上位の裁判所である大審院、全国四箇所に控訴審裁判所である上等裁判所を置き、現代に繋がる三審制の原型が姿を現す。

江藤は、裁判所の設置と並行して、司法権の担い手たる司法官（裁判官、検察官、司法省官吏など）の養成に着手し、司法省に明法寮を設置して明治五年に生徒を募集し法学教育を開始する(5)。この明法寮の制度設計と法学教育を担ったのが、フランスから招かれた若き弁護士ジョルジュ・ブスケと、パリ大学で教鞭を執る法学者ギュスターヴ・エミール・ボワソナードであった(6)。明治八年五月、大審院設置に伴う組織改革により明法寮は廃止され、学校機能と法学生徒は司法省本体に移管される。この司法省における司法官養成学校に正式な名称は付けられなかったが、現在では「司法省法学校」と通称される。明治十七年に司法省法学校が文部省に移管されて「東京法学校」に改称、翌十八年には後述の東京大学法学部に合併され、続く明治十九年には帝国大学が成立する。

司法省法学校(7)では、明治五年、九年、十三年、十七年の四回生徒募集が行われ、第一期生は四年で卒業とされたものの、第二期生以降は、フランス語を含む普通教育（フランスのリセにおける中等教育に相当）四年間とフランス法の専門教育（フランスの大学法学部における高等教育に相当）四年間の計八年間の課程とされた。しかしながら前述の東京大学への併合により、教育課程も大きく変更され、第三期生、第四期生は帝国大学法科大学を卒業することになった。第二期生までのフランス法の専門教育課程では、フランス人のお雇い外国人によりフランス語でフランス法が講じられた。八年間におよぶ課程は非常に重厚であったものの、第二期生以降、四年ごとに百人ずつという採用数では、全国に設置された裁判所に裁判官と検察官を配置するには不足することから、明治十年に、二年ないし三年の短期で速成栽培するコースが別途設けられ、学生募集は三回行われた。このコースでは、普通教育を省略し、日本語で日本とフランスの法律が講じられ、擬律裁判の授業も設けられた。前者の八年コースが正則科、後者の二年ないし三年コースが速成科と呼ばれ、官費留学は原則として正則科の卒業生から選抜された。

（2）司法省法学校第一期生からの留学生

明治五年八月に明法寮に入学した第一期生は二十人であり、うち九人は東京大学の前身の一つである南校からの移籍組であった(8)。彼らはブスケとボワソナードからフランス法を学んだ。明治八年五月に明法寮が廃止されるのにあわせて、司法省は法学生徒七人のフランス留学を太政官に伺い出て許可を得、同年八月に木下廣次、熊野敏三、井上正一、磯部四郎、栗塚省吾、関口豊、岡村誠一の七人に対し留学が命じられた。二十人いた生徒のうち九人が途中退学、七人が留学し、大幅に定員割れしたことから、二度にわたって中途募集が行わ

れ、計十六人が入学した。明治九年には第一期生への教育を終了する方向で司法省にて調整が進められ、同年七月には二十人が卒業とされた。翌八月には、ブスケとボワソナードによる成績評価を踏まえて、成績上位だった宮城浩蔵、小倉久、岸本辰雄の三人はフランス留学、中位の高木豊三ら十人は司法省出仕、下位の残る六人は不採用、との処遇が決まった。このように、司法省法学校第一期生総計三十六人のうち十人に対し官費でのフランス留学が命ぜられたのである。

この十人はどのような目的でフランスに派遣されたのであろうか。その派遣目的は明治八年五月九日付の太政官宛司法省伺の中で次のように述べられている。(9)

当省明法寮ニ於テ明治五年七月中伺ノ上仏蘭西法律学生徒取立置候処、追々学科進業仏蘭西大学校ノ課業ニ相耐可申ニ付、上達ノ者六名ヲ精撰シ仏蘭西本国へ留学被仰付、同国大学校ニ於テ修学為致、実地裁判ノ景況ヲモ熟知為致候へハ、成業帰朝ノ上ハ本邦法科ノ基礎ニ相成、従来内外人裁判ノ御用ニモ屹ト可相立存候間、先以三ヶ年ノ目途ヲ以テ留学被仰付度。最モ入費ノ儀ハ定額中ヨリ仕払可申積リ、右御許容相成ニ於テハ教師ボワソナードヨリ申出ノ趣モ有之、前以仏国文部卿大学校教官へモ夫々依頼ノ手続仕筈ニ付、至急御評決相成度此段相伺候也。

司法省は、明治五年に採用した生徒のうちフランスの大学での修学に耐えられる「上達ノ者」六人についてフランスに留学させ、当地の大学で修学させた上で裁判の実際の状況を熟知させせれば、成業し帰国した後には「本邦法科ノ基礎」になり、内外人裁判の御用にも役立つはずである、と述べている。十人の留学生のうち、

とりわけ明治八年に派遣された七人は法学校での教育の中途であり、成績優秀者については法学校での教育を中断させたうえでフランスの大学の法学部に直接投入し学士課程をひととおり学ばせることを司法省が企図していたことが窺われる。明治政府にとって司法制度改革を行うに当たって喫緊の課題となっていたのは日本人と外国人の間の訴訟（「内外人裁判」）の適正な処理であり、留学者は帰国後に法制の近代化と並んで内外人裁判への関与も期待されていたのである。当時の司法省は、大木喬任司法卿のもと、民法、刑法についてフランスの法典をモデルとした法典編纂を企図しており、彼らも既にブスケとボワソナードからフランス法について手ほどきを受けていたことから、留学先がフランスの大学とされたのはごく自然なことであった。

また、留学生の派遣に当たっては、ボワソナードがフランスの文部大臣と大学教官に対し生徒受け入れについて依頼を行う予定と述べているところも注目に値する。[10]明治八、九年にフランスに派遣された十人全員がパリ大学法学部に入学する。ボワソナードが来日前に教壇に立っていたパリ大学とのコネクションが、彼らのパリ留学に力を発揮したことは明らかである。

ボワソナードが日本の司法省からの照会に対して提出した回答書によると、[11]当時のパリ大学法学部における教育課程は以下の通りである。授業を聴講したうえで、第一回試験でローマ法（ローマ法大全の法学提要の前半）、民法典の最初の三分の一について、第二回試験で民法典の中盤の三分の一、民事訴訟法典、治罪法典、刑法典について学力検査を受け、この二回の試験に合格すると「法学得業士」の学位を得る。続く第三回試験ではローマ法（法学提要の後半）、第四回試験では民法典の最後の三分の一、商法典、行政法について学力検査を受け、それに合格した後、さらにローマ法についてラテン語で、民法典または他の法典についてフランス語で論文を作成し、その論文が合格すると「法学士」の学位を得る。当時のフランスでは法学士の学位取得に

より弁護士の資格が得られた。法学得業士の取得には最低でも二年、法学士の取得にはさらに数ヶ月が必要となることから、前記司法省伺でも留学生の派遣期間を三年と定めている。さらに勉学を進める者は法学博士課程に進学し、二回の試験に合格した後にローマ法とフランス法の論文を作成し、口頭試問で合格することにより「法学博士」の学位を授与されることになる。

彼らの留学中の学修内容、成績、学位論文については、既にフランス国立公文書館所蔵の学籍カードなどから先学により明らかにされている。(12) 十人の留学生の足跡を簡単に辿っておこう。岡村誠一は渡仏後パリにて病死。栗塚省吾、熊野敏三、木下廣次、岸本辰雄、関口豊、磯部四郎の六人はパリで法学士の学位を得て帰国、関口は帰国後間もなく病死、木下は文部省に任官して東京大学講師（後に教授）となるが、残る四人は司法省に任官し、裁判官や検察官として司法実務に従事したり、師匠ボワソナードを助け法典編纂に従事したりするなど、司法省の若き俊英として活躍した。井上正一は、パリ大学で法学士を取得した後ディジョン大学に転じ法学博士を取得して帰国、帰国後は司法官として活躍した。宮城浩蔵はパリで法学得業士まで得たもののリヨン大学に転じ法学士を取得、帰国後は司法官となった。小倉久は法学得業士の学位は得たものの法学士の取得は叶わず帰国、帰国後は司法官となった。このように、司法省法学校第一期生からの留学生十人のうち七人は司法官、一人は東京大学教授に就いており、司法省が当初掲げた「本邦法科ノ基礎ニ相成」るという官費留学の目的はおおむね達成されることになった。なお、彼らのうち宮城と岸本は明治法律学校（現・明治大学）を創設、熊野、磯部、井上がその教壇に立ち、小倉は関西法律学校（現・関西大学）を創設するなど、後進育成にも力を注いでいる。

（3）司法省法学校第二期生と明治十九年ドイツ留学生たち

明治九年、第一期生の卒業と同時に第二期生の募集が開始し、入学試験を経て同年九月に一〇三人が入学した。彼らは、四年間のフランス語、普通学の課程を経て、明治十三年に四年間のフランス法の教育課程に進み、明治十七年七月に卒業した。後半のフランス法教育にあたったのがパリ大学法学部出身のジョルジュ・アペールである。第二期生には中途の病死者、退学者が相次ぎ、(13)明治十三年に東京外国語学校仏語科卒業生である梅謙次郎ら数人が途中入学したものの、明治十七年七月に全課程を修了したのは三十七人であった。このうち一定の成績を得た三十三人が「卒業」とされ「法律学士」の称号が授与され、成績不振の四人は卒業ではなく「成業」とされた。彼らの監督にあたったのは、司法省生徒課長（明治十四年以降は第七局長）を務めた後述の黒川誠一郎、明治十五年以降第七局副局長を務めた第一期生の加太邦憲であり、既にフランス法を修めた者たちであった。

司法官養成を目的とする学校であることから第二期生の卒業生の大半は司法省に任官する。卒業時の席次順に上位十人を挙げると、梅謙次郎、河村譲三郎、秋月左都夫、桜井一久、鶴丈一郎、手塚太郎、富谷鉎太郎、前田孝階、杉山三保松、田部芳となるが、(14)このうち桜井を除く九人は司法省に任官し、梅と河村は法学校教員として後輩達を教えることになった。そして、明治十九年にはこのうち河村、富谷、前田、杉山、田部の五人が司法省の命でドイツに留学する。

明治十九年三月、司法省は十五人の司法官をドイツに派遣する。(15)このとき派遣されたのが前記五人のほか、松岡康毅、平島及平、近藤鎮三、横田国臣、加太邦憲、一瀬勇三郎、高木豊三、応当融、石渡敏一、高谷恒太

郎である。このうち広島控訴院長であった松岡とその通訳として随行した平島については、留学ではなくドイツの裁判実務の実情把握を主目的とした派遣であり、司法大臣山田顕義からドイツの裁判手続についてかなり詳細な調査指示が出されている(16)。松岡はドイツ、フランスでの視察の後、明治二十年十一月に帰国する。平島は松岡の帰国時に滞在期間が延長されてドイツの大学に学籍登録している。近藤、横田、加太、一瀬、高木、応当の五人は、既に司法官として相当の経験を積み、在官のまま私費留学した者たちである（ただし官費留学生と同程度の金銭的支援を司法省から受けている(17)）。このうち加太、一瀬、高木の三人は司法省法学校正則科の第一期生、応当は司法省法学校速成科の第一期生である。河村、富谷、前田、杉山、田部、石渡の六人が官費留学生で、石渡は東京大学法学部、他の五人は司法省法学校をいずれも明治十七年に卒業、司法省御用掛として在勤のところ留学を命じられた。残る高谷は、検事として司法省在職中のところ本人の強い希望により非職となったうえで私費留学が認められたが、体調不良のため早々に帰国している。

ここでは、六人の官費留学生の派遣に関する伊藤博文内閣総理大臣宛の山田顕義司法大臣請議を見てみることにしたい(18)。

右之者当省元法学校又ハ大学法学部ニ於テ法律正則科卒業法学士ノ名称ヲ付与セラレ、前途裁判官又ハ検察官適当ノ目的有之人物ニ候処、未タ実地ノ経験無之、将タ今一層法理ヲモ研究為致度候ニ付、今般欧洲へ派遣シ、先ツ独逸国ニ於テ修学且実地裁判ノ景況ヲモ熟知為致候ハヽ、成業帰朝之上ハ必ラズ良果ヲ期スベクト存候間、三ヶ年間留学ヲ命シ度。尤其費金ハ当省定額内ヨリ支弁可致候。此段及請議候。至急裁可ヲ仰キ候也

この中で司法省は、この六人については司法省法学校や東京大学法学部を卒業したばかりで、裁判官や検察官としての将来が見込まれているものの、裁判所での実務経験がなくヨーロッパの最新の法理を研究させる必要もあることから、まずはドイツで修学しながら裁判実務についても調査させれば、必ずや良い成果がもたらされるはずである、として官費での三年間の留学を内閣に対して求めている。前述した明治八、九年の留学生は、日本での法学教育が完了しないまま派遣され、フランスで学士課程を修了することが要請されていたのに対し、明治十九年の留学生は、既に日本でフランス法ないしイギリス法についてひととおりの法学教育を終え学士の称号を取得した後に、日本での学修とは異なりドイツの法学と裁判実務を学ぶことが目的とされている。フランス法やイギリス法を修得したはずの彼らが新たにドイツに派遣されドイツの法学と裁判実務を学ぶことになったのには、当時の日本の法制の方向転換が大きく影響している。明治十四年の政変以降、政府はドイツの立憲君主制をモデルとした憲法体制の導入を開始し、司法省においてもこれまでボワソナードに依存していたフランス指向の法典編纂の方針を脱却し、明治十四年にはドイツ人ヘルマン・レースラーに商法の起草を、明治十七年にはドイツ人ヘルマン・テヒョーに民事訴訟法の起草を委嘱し、同十九年にはいわゆるテヒョー草案ができあがる。テヒョーによる民事訴訟法草案の翻訳や審議に当たった者の中には、本多康直、渡辺廉吉らドイツ留学経験者もいたが[19]、司法省法学校卒業者を中心にフランス法を修めた者の層はある程度厚みを増してきたのに対し、ドイツ法を体系的に修めた者はごく限られていた。ドイツ型の民事司法の確立が指向される中で、ドイツの学理と裁判実務に通じた司法官の層を厚くしていくことは司法省にとって喫緊の課題であったことから、明治十九年の司法官ドイツ派遣に至ったのである。

前記の十五人のドイツ派遣者のうち、松岡、高谷を除く十三人がドイツ各地の大学に学籍登録し法学を学

【表】司法官・文部省留学生（法律分野）のドイツ大学学籍登録状況（1884〜1891）

身分	氏名	84S	84W	85S	86W	86S	86W	87S	87W	88S	88W	89S	89W	90S	90W	91S	91W
司	平島及平								B	L							
司	近藤鎮三					B	B	B	H	H	H	L	L				
司	横田国臣							B	B	B	B	B	B	B	B		
司	加太邦憲							B	B	B	L	L					
司	一瀬勇三郎							B	B	B	B	B					
司	高木豊三							B	S	S	L	L					
司	応当融							B	B	B	B	B	B				
司	河村譲三郎						H	H	H	M	M						
司	富谷鉎太郎						B	B	S	S	L	L	L				
司	前田孝階						H	H	G	G		G					
司	杉山三保松						Br	Br	Br	Br	Br						
司	田部芳						H	H	H	H	H	L	B				
司	樋山資之			B	B	B	G	G	B	B							
文	斯波淳六郎	H	H	B	H	H	B	B									
文	穂積八束		H	B	H	S	S	S	S	S							
文	宮崎道三郎		H	H	L	L	G	G	G	G							
文	梅謙次郎												B	B			
文	一木喜徳郎														B	Ha	Ha

凡例　司＝司法官、文＝文部省留学生
84S＝1884 年夏学期、84W=1884 年冬学期
B＝ベルリン、Br＝ブレスラウ、G＝ゲッティンゲン、H＝ハイデルベルク、Ha＝ハレ
L＝ライプツィヒ、M＝ミュンヘン、S＝シュトラスブルク
※森川潤『明治期のドイツ留学生』（雄松堂出版、2008）を元に作成

ぶ。彼らのドイツの大学への学籍登録状況は【表】のとおりである。一見して明らかなように、彼らはドイツのさまざまな大学を転々としながら学修を積んでいることが分かる。一例として司法官在官のまま私費留学した加太邦憲が残した自伝から留学中の足跡を簡単に辿ると、ベルリン大学にて一八八七年（明治二十年）四月から一年半、ライプツィヒ大学にて続く一年にわたって講義を聴講すると同

時に司法実務も視察し、さらに司法省の命でフランス・パリでも一年弱にわたり講義の聴講と司法実務の視察を行い、一八九〇年（明治二十三年）七月に帰国している。[20]

この明治十九年に渡独し学籍登録した十三人のうち、ドイツでドクトル・ユーリス（法学博士）の学位を取得した者はいない。[21]ドイツにはフランスの法学得業士、法学士に相当する学位の制度はなく、当時のドイツにおいて論文執筆のうえドクトル・ユーリスを取得するのは大学教授を目指す者が中心であった。ドイツの学理と裁判実務の修得を目指す彼らにとってドクトル・ユーリスは無用の長物と考えられたのであろう。この点で、論文執筆のうえ法学士、さらには法学博士の学位を取得し（ようとし）た明治八、九年のフランス留学生たちとは大きく異なっていた。

明治十九年に渡独した司法官たちの多くは当初の派遣期間三年間を一年ないし二年延長され、明治二十二年から二十四年にかけて帰国し、ある者は司法省にて、ある者は各地の裁判所にて、司法官としての本務に復帰することになったのである。時あたかも大日本帝国憲法下の裁判所構成法および諸法典の実施をみようとする、司法制度の一大転換期であった。

（4）司法省法学校出身以外のフランス留学生

（2）で紹介した司法省官費留学生以外にも、藩費あるいは私費でフランスの大学の法学部に留学した者がいる。明治八、九年留学生たちと相前後してパリ大学法学部で学んだことが確認されているのが、黒川誠一郎、光妙寺三郎、中村孟、西園寺望一郎（公望）である。このうち黒川は帰国後司法省に任官し、前述のとおり司法省法学校第二期生の監督にあたるなど司法官としてキャリアを積んだ。光妙寺は帰国後太政官に任官し

た後外務省、司法省、逓信省と転じたがいずれも長続きしなかった[22]。中村は海軍省に任官した後逓信省に移りマニラ領事も務めている。西園寺は帰国後官途には就かず、ジャーナリストとして活動した後参事院に任官し、その後の政治家としての活躍は周知のとおりである。

創設（一八七五年）間もないリヨン大学法学部で学んだのが富井政章と本野一郎である。富井は明治九年の司法省法学校第二期生の募集に応じるものの入学試験に失敗し、実業家で東洋美術収集家であるエミール・ギメを頼ってリヨンに渡り、ギメの通訳や東洋美術館設立の補佐を行うことで学資の援助を受けながらリヨン大学法学部に通い、明治十六年に法学博士の学位を受け帰国した[23]。帰国後一旦は司法省に勤めるも翌十七年には東京大学講師、十八年には同教授に就任し、後述の穂積陳重、梅謙次郎と並び、明治民法の起草者として名を残した。本野は私費で留学し、渡仏当初は富井と、後には梅と共に学び、明治二十二年に法学博士の学位を得て帰国、帰国後は外交官として活躍した。

司法省官費留学でなかった彼らのうち、帰国後に司法官としてキャリアを積んだのは黒川のみであったが、フランスで得た法学識はさまざまな形で日本に還元されている。光妙寺は法律取調委員として法典の審議に加わり、フランスの法律書を複数翻訳出版している。西園寺、富井、本野はそれぞれ法典調査会の副総裁、起草委員、委員を務め、明治民法、商法の起草や審議に加わっている。またこの四人は私立法律学校で教鞭を執っている。中村は在仏のまま海軍生徒として採用され二年間海律（海事国際法）の研究に従事し[24]、帰国後海軍兵学校で万国公法（国際法）を講じている[25]。彼らも官費留学した司法官たちとともに、直接あるいは間接に法制の西洋化に貢献したのである[26]。

二　東京大学法学部とヨーロッパ留学

(1)　東京大学法学部における法学教育

明治前期に司法省法学校と並んで法学教育を行った官立の教育機関に、東京大学法学部がある。洋学の教育・研究機関として幕末以来の系譜を持つ大学南校は、南校、第一大学区第一番中学とたびたび改称された後、明治六年に開成学校という名称で体制が一新された。翌年にはさらに東京開成学校に改称のうえそれまでの外国語教育と普通教育を中心とした教育課程に続いて専門教育を行う体制が整えられ、法学、文学、理学の課程が置かれた。東京開成学校は明治十年に東京医学校と合併して東京大学となり、新たに置かれた法学部が法学教育を担うこととされた。東京開成学校、東京大学は文部省の管理下にあり、独自の方向性を模索する場面はたびたびあったものの、基本的には文部省の進める教育政策の枠内で組織のあり方や教育内容が規定されていく(27)。

明治十年に創設された東京大学は、法令上でその設置の理念が謳われることはなかった(28)。法学部は教科編成方針として「本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ主トシ、旁ラ支那、英吉利、法蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ授クル事トス。但シ本邦ノ法律未タ完備セサルヲ以テ現今専ラ英吉利法律及法蘭西法律ノ要領ヲ学修セシム」と定められ、本来は日本の法律の教育を中心とすべきところ、日本法が未整備のためイギリス、フランスの法律の要領を教えることとされた(29)。ここではイギリス法とフランス法が併記されているが、実際に開講されたのはイギリス法が中心であった。東京開成学校、東京大学における専門教育は、当初より主として外国人教師が担ってい

た。法学分野の外国人教師としてはイギリス法担当のイギリス人のグリグスビー、アメリカ人のテリーがおり、フランス法は私費留学から帰国して司法省に採用された黒川誠一郎が講師として担当した。

東京大学がイギリス法を中心に教育することになったのは前身の開成学校が教授言語を英語に事実上絞ったことに由来するものであり、司法省が日本の将来の法典編纂を見据えてフランス法摂取に努めたことと比較すると、多分に偶然の要素が大きい。(30) 泰西主義の法制度を構築するにあたり、形のある「法典」を持つフランス法のほうが導入が容易であり、形のない判例法主義を採用するイギリス法は見劣りするものと考えられていた。東京大学におけるイギリス法教育では、ケースブックに掲載された具体的な判例ではなく、判例から抽象化されたコモンローの法理論や法の歴史的淵源が教育の対象となっていた。入学者の募集は毎年行われ、予科での普通教育を経たうえで、専門教育課程の修業年限は四年間とされ、卒業者には「法学士」が授与された。(31)

（2） 留学制度の再整備と明治八、九年法学科留学生

前述のとおり、文部省は明治六年に多額の出費を伴っていたにもかかわらず成果に乏しかった官費留学の整理に乗り出し、同年十二月に全員に帰国を命じた。そして、専門教育を開始したばかりの東京開成学校と東京医学校の生徒の中から改めて留学生を選抜し、欧米諸国に派遣することになった。その際、これまでの官費留学を貸費に改め、留学生を監督する施策も打ち出された。

明治八年三月には東京開成学校五学科から十一人の第一回留学生が、主として成績順で選抜された。法学科から選抜されたのは、三年次在学中の三浦（鳩山）和夫、小村寿太郎、菊池武夫、斎藤脩一郎の四人で、三浦は米コロンビア大学、小村は米ハーバード大学、菊池と斎藤は米ボストン大学の、いずれもロースクールに派

遣された。彼らは全員派遣期間は五年とされ、明治十三年には全員帰国した。ここで四人の足跡を簡単に辿っておきたい。鳩山はコロンビア大学で法学士号を取得した後イェール大学に転じて法学修士、法学博士の学位を取得し、帰国後は東京大学講師を務める傍ら代言人（後の弁護士）資格を得た。彼は代言人こそが自らの為すべき仕事と見定め東京大学講師を二度にわたり辞するが、帝国大学発足直後の明治十九年四月には帝国大学法科大学教授に就任、一度の辞職を挟んで明治二十三年まで務めた。英法派代言人の一大巨頭であり、法典調査会委員として民法、商法の制定に関与し、早稲田大学校長も務めるなど、司法界、教育界で活躍した。小村は帰国後一旦は司法省に任官し大審院判事を務めたが外務省に転じ、以後外交官として活躍し、ポーツマス条約の締結、条約改正の成功などの業績を残した。菊池は帰国後司法省に任官し法律取調委員などを務めるが、代言人に転じ、英吉利法律学校（現・中央大学）の創設者にも名を連ねた。斎藤は帰国後外務省に任官、井上馨について農商務省に転じた。この四人のうち二人は代言人として法律事務に携わり、二人は外交官などとして官界に身を投じたが、司法官としてキャリアを積んだり、東京大学、帝国大学で学者としての地位を確立したりした者はいなかった。

第一回留学生が派遣された翌年の明治九年には、十人の第二回留学生が選抜された。法学科から選抜されたのは入江（穂積）陳重、岡村輝彦、向坂兌の三人で、いずれも英ロンドン大学ミドル・テンプルに派遣され、法廷弁護士の資格を取得した。穂積は資格取得後文部省にドイツへの転学を願い出て認められ、一年間ベルリン大学に学び、帰国後は東京大学で法学者としての道を歩む。彼の歩みは東京大学法学部の方向性を決定づけることになるので次節で改めて紹介する。岡村は帰国後司法省に任官し、大審院判事、横浜裁判所長などを務めたのち代言人となり、英吉利法律学校の運営にも関わり後に中央大学の学長を務めるなど、法曹、法学教育

界で活躍した。向坂は帰国後間もなく病死した。このように第二回留学生からは次代の東京大学法学部を担う法学者と、大物法曹が生まれることになった。

明治八年、九年に英米に派遣された七人の法学徒は、法曹界に進んだ者、官界に進んだ者、法学者の道を歩む者に分かれることになった。すなわちこの時期の文部省派遣の法律分野の留学生は、司法省留学生や後の文部省留学生とは異なり、特定の使命を帯びて派遣されたわけでなかったのである。(32)

(3) 穂積陳重の帰朝と東京大学のドイツ化

明治十二年、穂積陳重は留学中のイギリスで以下のように述べてドイツへの転学を願い出た。(33)

(…)我日本法学生ニ比較法理ノ切要ナルハ固ヨリ喋々ヲ俟タズト雖モ、英国ノ法ハ我邦ノ法ニアラズ、仏国ノ律ハ独国ノ律ニ異ナリ、故ニ他国ノ法律ヲ学バントスル者ハ必ズ能ク比較法論ニ因リテ其精神利害ヲ監スルニアリ。而テ英国人ノ習トシテ自負驕慢他国ヲ賤視スルノ風アルヲ以テ欧州諸国中比較法理ノ教法最モ劣レリ。独乙国諸大学ニハ必ズ英仏法ノ科アレドモ英国諸大学中ニ一トシテ他国ノ法ヲ教ユルノ科無ク(…)一部ノ外国法ヲ論ズルノ書アルコト無シ。之レニ反シ日耳曼、仏国ニ於テハ外邦ノ法ヲ論ズルノ書殊ニ多シ。且ツ独乙国ハ日耳曼聯邦各法ヲ異ニスルヲ以テ比較法理ヲ学ブニハ当時独乙国ニ及ブノ地アルコトナシ。

これからの日本の法学においては比較法学が必要となってくるところ、イギリス人は他国人を蔑視する傾向

にあることから比較法学がほとんど行われておらず、比較法学を学ぶためにはフランスかドイツに行かなければならない。また、ドイツは連邦制をとっており領邦ごとに法が異なることから比較法学を学ぶにはドイツが最も適している、と述べている。また、別の箇所では、ドイツは普仏戦争に勝利して国家の統一を成し遂げ、公法、私法いずれにおいても改革が進行中であり、その改革の進行を自らの目で確かめたいとも述べている。

彼のドイツ転学願は承認され、一年間ドイツで学ぶことになったわけだが、それを日本側で後押ししたとみられているのが加藤弘之である。加藤は明治十年の東京大学創設と同時に法理文三学部綜理となり、医学部を除く三学部の運営の責任を持つことになった。加えて加藤はドイツ人公法学者ブルンチュリの『国法汎論』を翻訳するなど、ドイツ法学の第一人者であった。自由民権運動の高まりに対し、ドイツ型の立憲君主制の導入を検討し始めていた政府においても、ドイツ法学の重要性が急速に高まっていた。そういった状況を背景に、加藤は東京大学にドイツ法を修めた教員を置く必要を認識するようになったことから、穂積のドイツ転学願が加藤の構想にとって好都合だったのである。

明治十三年、穂積はベルリン大学での勉学を終えて帰国、直ちに東京大学講師に採用され、翌十四年には日本人で二番目の法学部教授に就任する(34)。また、この年東京大学の組織改革が実施されたことに伴い学部長の職が設置され、穂積は法学部長にも就任し、法学部の運営の責任者となる。穂積学部長のもと、教育内容にも変更が加えられた。教科の設置方針は「本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ旨トシ、傍ラ英吉利仏蘭西独乙等ノ法律ノ大綱ヲ授クルモノトス」と改められ、ドイツ法の教授が明確にされた。また、当時文学部の一隅を占めていた理財学、政治学の学生に対してもドイツ学の影響を与えることを目的として新たにドイツの法学科目の一つである「法学通論」の講義が設置され、穂積が受け持った。「英吉利国憲」に代わってドイツ流の「国法学」の

講義が設けられた。加えて明治十七年からはドイツから招聘されたルドルフがドイツ法を講じるようになる。東京大学全体の綜理に就任した加藤と、法学部長に就任した穂積の主導により、東京大学法学部の教育がドイツ化していくことになったのである。

(4) 文部省派遣留学生の変化

文部省派遣の官費留学についても変化が生ずる。まず、西南戦争による財政悪化に伴い、明治九年の第二回留学生派遣から三年間、新たな留学生の派遣が停止した。再開後の明治十二年に派遣されたのは東京大学全体で七人で(35)、うち法学部卒業者は河上謹一のみであった。河上はイギリスのユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドンに派遣され、経済学や商学を中心に学び、帰国後は農商務省、文部省を経て外務省に転じ、免官後は日本銀行や住友本店に幹部として加わった。河上には法律分野での目立った活動はみられなかった。明治十三年には法律分野からの留学生派遣はなかった。

文部省の留学生派遣は明治十四年からその趣旨が変更される。前述のとおり東京大学では組織改革が実施され、これまで主として外国人教師によって担われてきた専門教育を、日本人教員に担当させようという動きが出てくる。これに合わせて、「官費留学生規則」が定められ、留学費用について貸費から給費に戻し、将来の大学を担う優秀な人材を厳選して派遣することに改められた。これに基づいてドイツに派遣されたのが都築馨六である。また、明治十四年の政変の結果、ドイツ型の憲法制定が政府の既定路線となり、憲法調査のため渡欧する伊藤博文に随行する形で二人の留学生がドイツに派遣されることになった。このために定められた「特別留学生条規」に基づき派遣されたのが木場貞長と末岡精一である(36)。都築、木場、末岡とも文学部で政治学を

修めた者たちで、ドイツで政治学、国法学を学び、ドクトル・ユーリスの学位を取得することなく明治十九年に帰国する。[37] 都築は帰国後外務省に任官、法制局参事官、内閣総理大臣秘書官、文部次官、外務次官などを歴任、晩年は枢密顧問官を務めた。木場は帰国後文部省を中心に活動し、行政裁判所評定官も歴任。この二人の主たる活動場所は官界であった。これに対し、末岡精一は帰国後直ちに帝国大学法科大学教授に就任し、国法学や行政法などを講じ、東京図書館長も務めたが、四十歳の若さで亡くなった。末岡以降の留学生は、基本的に帰国後帝国大学教授に就任することになる。これまで日本では確立していなかった分野の日本人教授を育てるために、成績優秀な卒業生を海外の大学に派遣するのである。その際の派遣先はドイツが選ばれることが増え、留学を通じたドイツ法学の摂取が明治十四年以降本格化していくことになる。

明治十六年から二十年までの五年間で法学・政治学分野において文部省官費留学生として派遣されたのは、斯波淳六郎、宮崎道三郎、穂積八束、梅謙次郎、土方寧の五人である。次章では、法学教育体制と大学制度の大転換の最中に派遣されることになった梅謙次郎の留学について、他の四人と比較しながら検討していくことにしたい。

三　梅謙次郎の留学と帝国大学の成立

（1）　梅謙次郎の略歴と研究動向

梅謙次郎は、明治民法の三起草者の一人として現在なおその学説は参照され、研究は途切れることはない。万延元年（一八六〇年）、出雲国松江藩で生まれた梅謙次郎は、明治維新後に東京に移り、明治九年の司法省

法学校第二期生の入学試験に応募するも漢文の成績は優秀であったものの体力検査で落第し、不合格となった。その後進学した東京外国語学校仏語科を明治十三年に首席で卒業後すぐ司法省法学校第二期生に途中入学し、明治十七年に首席で卒業した。卒業後直ちに司法省御用掛に任官し法学校の教員となり、一時帰国したアペールに代わり第三期生に経済学を教えた(38)。同年、法学校文部省管下の「東京法学校」となったことから梅は文部省御用掛も兼任したが、明治十八年末から文部省派遣留学生としてフランス・リヨン大学に留学、明治二十二年には博士論文『和解論』で法学博士号を取得、ヴェルメイユ賞牌を授与されるなどその論文は高い評価を得た。ベルリンでの一年弱の遊学を経て明治二十三年に帰国、ただちに帝国大学法科大学教授に就任し、明治二十五年に法典論争の末民法と商法の施行が延期となった後に設けられた法典調査会において両法の起草委員としてその制定に尽力した。帝国大学や和仏法律学校（後の法政大学）で民法を講じる傍ら、法制局長官や文部省総務長官を務めるなど官界でも活躍、伊藤博文の知遇を得て韓国統監府の法律顧問として慣習調査や法典編纂を主導したが、明治四十三年、滞在先の京城で腸チフスのため亡くなった。

梅謙次郎については、民法・商法の起草者意思の探究、法思想の解明、韓国での活動の追跡など、さまざまな視点から研究が蓄積されてきた。若き日のフランス留学に焦点を当てた研究も少なくない。梅のフランス留学は、卓越した学位論文によりヨーロッパの法学界に若き日本人法学者の名が轟くという、日本法学の輝かしい歴史の一頁として語られてきた(39)。梅の留学をめぐっては、大久保泰甫が司法省法学校の首席卒業とフランス留学決定の経緯について明らかにし(40)、岡孝がフランス留学中のエピソードについて紹介している(41)。リヨン大学に提出された仏文の博士論文『和解論』は、ローマ法、フランス古法、フランス現行法における和解契約を論じたもので、これまでも田村耀郎(42)、垣内秀介(43)、西原慎治(44)らがこれを素材に民法上の和解契約を論じてきたが、

近年、遠藤歩が仏文『和解論』全体に対し包括的な検討を加えたうえで和解契約の再定位を行うなど、(45)『和解論』をめぐる研究は非常に活発である。

以下では、さしあたり梅留学中のエピソードや留学の最大の成果である『和解論』には立ち入らずに、前章までに述べてきた法律分野における官費留学の制度との関係で梅の留学そのものを捉え直すことにしていきたい。

（2）司法省法学校の東京大学法学部への併合と帝国大学の創設

明治十七年十一月二十日、司法卿山田顕義と文部卿大木喬任は連名で太政大臣三条実美に対して以下のような伺を提出する。(46)

司法省法学校、文部省へ交併之儀ニ付上申

司法省所轄正則法学校之儀ハ明治四年司法省ヲ設置セラレ当時適任之法官ヲ得ルノ急要ナルモ文部省所轄学校ニ於テ未タ法律専門科ノ設ナキヲ以テ、明治五年七月、伺済創メテ之ヲ設置シ以来、今日マテ継続候得共、固ヨリ教育事務ハ文部省ノ所轄ニシテ現今既ニ同省ニ於テ諸科ノ専門ヲ開キ、教育ノ方法整頓候ニ付、自今該校ヲ同省ニ属セシメ右経費トシテ別帋金額司法省定額中ヨリ月割ヲ以テ相減シ文部省へ増額相成候様致度、右ハ両省熟議之上此段上申候也。

追テ速成法学生徒ノ儀ハ主トシテ実際事務ヲ教授致候ニ付、自ラ正則法学生徒ト異ル所有之候ニ付、追々卒業ノ上ハ再ヒ募集不致候筈ニ付、該生徒ニ属スル事務ハ其侭司法省ニ存シ置候儀ニ有之候也。

この中で両省は、司法省法学校正則科は、明治四年に司法省が設置された当時適任の司法官を得ることが急務であったところ法律の専門課程が存在していなかったことから、明治五年七月に太政官に伺いを立てた上で設置され今日まで至ったのであるが、本来教育事務は文部省の所轄であり既に文部省のもとで法律専門教育が開設され、教育方法も整ってきていることから、今後は法学校を文部省の管下に置き、運営経費も司法省から文部省に移すということで両省の協議がまとまったので、移管を上申する、と述べている。他方、速成科については、法律実務の教育がメインであり正則科とは事情が異なるから、現在在籍する学生の卒業までは司法省の管下に存置することにする、としている。この上申は太政大臣によって聞き届けられ、明治五年の第一期生入学以来十二年にわたって司法官養成のためにフランス法教育を行ってきた司法省法学校正則科は、明治十七年十二月に廃止された。施設、教員、生徒は文部省管下に新設された「東京法学校」に移管されることになった(47)。正則科の事実上の校長であった加太邦憲は東京法学校長心得に、教員であったアペール、アリヴェー、熊野敏三、梅謙次郎、河村譲三郎、手塚太郎らは司法省と文部省の兼務となった。

そして、翌明治十八年九月には、これまで司法省構内にあった東京法学校は、本郷本富士町に新築した新校舎に移転することとされた(48)。これまで一ツ橋にあった東京大学法学部と文学部は一年前の明治十七年九月に既に本郷校地に移転しており(49)、東京大学法学部と東京法学校の合併は既定路線であったことが窺われる。遂に明治十八年九月十八日には文部卿大木喬任から太政大臣三条実美に対し東京法学校を東京大学法学部に合併する旨の伺が提出される(50)。

東京法学校ヲ東京大学法学部へ合併スルノ儀伺

当省所轄東京法学校ハ主トシテ仏語ヲ以テ法律学ヲ教授シ、東京大学法学部ハ法学ヲ教授スルニ主トシテ英語ヲ以テスル等、其教規上多少差異有之候得共、其高等ノ法学ヲ教授スルハ彼此同一ニ付、右法学校ノ教科ハ寧ロ大学ノ範囲内ニ置キ候方、便益鮮カラス、且今日ニ於テハ一省ノ下同地方ニ東京大学法学部及東京法学校ヲ別設スルノ必要ヲ見ス候間、此際東京法学校ヲ東京大学法学部へ合併候様致度。尤右ノ如ク合併候トモ目今此ノ教科ヲ並ヒ授クルコト緊要ニ付、法学部従来ノ教科ヲ法学部一科トシ、法学校従来ノ教科ヲ法学部二科トシ、共ニ従前ノ教規ニ拠リ教授セシメ候見込ニ有之候。此段至急相伺候也。

この中で文部省は、東京法学校と東京大学法学部は使用言語にはフランス語と英語の違いがあり規則上の細かい差異はあるものの、いずれも高等の法学を教授するという点では共通していることから、法学校の教科は大学内に置くほうが適当であり、同じ地域に二つの学校を併設する必要もないことから、この際東京法学校を東京大学法学部に合併したい。ただ、両校の教授方法には違いがあり併存させる必要があることから、法学部の従来の教科は法学部一科、法学校の従来の科目は法学部二科として、これまで通りの体制で教育する予定である、として認可を求めている。太政大臣は九月二十八日にこの伺を聞き届ける、と回答し、合併が実施されることになった。これに先立ち、同年八月十四日には東京法学校予科生徒（すなわち司法省法学校第四期生）が、東京大学専門課程進学者への普通教育を担う東京大学予備門に移管された。これらによって、第三期生と第四期生は東京大学側の学校に吸収されることになった。校長だった加太邦憲は引き続き法学部二科の責任者として穂積陳重法学部長と並ぶ法学部長心得に就き、河村と梅も東京大学の教員となった(51)。

また、同年十二月十五日には、これまで文学部に置かれていた政治学、理財学関係の教科を法学部に移し、

法学部は新たに「法政学部」と呼ばれることになった。ドイツにおいては法学と政治学が一体のものとして教授されていることに倣ったものであり、法学部のドイツ化の進展を象徴する動きであった。

明治十九年三月一日、帝国大学令が制定され、東京大学と工部大学校を併合して帝国大学が創設された。これまでの「学部」は「分科大学」に改められることになり、三ヶ月前に発足した「法政学部」は「法科大学」となった。このとき「工科大学」として帝国大学の一分科大学となった旧工部大学校は、工部省の下に設置された、技術者養成のための専門教育機関であり、かつての司法省法学校と同様に各省の管下に置かれた官立専門教育機関の一つであった。帝国大学の創設は、文部省管下の東京大学と各省管下の官立専門教育機関を糾合させる意味を持っていた。明治二十三年には農商務省管下の東京農林学校も帝国大学に統合され、農科大学となった。

明治十七年に司法省法学校正則科が文部省管下の東京法学校として移管された時点で、「帝国大学」の構想があったことを裏付ける資料は見つかっていないが、各省管下の官立専門学校を文部省に移管する第一歩を踏み出したのが司法省法学校であったと言うことができ、その移管は高等教育のあり方を大きく変えていく契機となる出来事であった。(52)

（3）　梅謙次郎の留学

梅謙次郎は、明治十七年七月に司法省法学校正則科第二期生を首席で卒業し、ただちに司法省御用掛として採用され、第三期生への教育を担った。その最中で前述のような大きな組織改変に巻き込まれることになり、明治十八年九月には文部省御用掛の肩書きで東京大学の教員になる。そして、同年十二月に梅は文部省派遣留

学生としてフランスに出発する。

この梅の派遣に際して、文部省の官費海外留学生規則に改正が加えられた。明治十五年二月二日に制定された官費海外留学規則第一条では、「東京大学卒業生中、学業優秀、品行善良、志操端正、身体頑強ニシテ将来大成ノ望アル者ヲ選抜シ、此規則ニ遵依シ、海外ニ留学セシムルモノ、之ヲ官費海外留学生トス」と定められていたところ、明治十八年十二月に「東京大学卒業生」の下に「其他文部省所轄学校ノ専門学科若クハ師範学校卒業生」の文字が追加された[53]。これまでの官費海外留学生規則上、東京大学卒業生に限られていたのを文部省所轄学校の専門教育課程の卒業生、師範学校の卒業生にも門戸を広げたことになる。この改正により梅は文部省官費留学生になることが可能になった。この年の留学生で梅以外にこの規定の適用を受けた者はおらず[54]、この規則改正は梅を海外派遣するために行われたものと言えるであろう。

この背景には、司法省法学校ではもっぱらお雇い外国人により法学専門教育が行われていたところ、東京大学法学部としては、東京法学校の合併により成立した法学部二科について、一科と同様に日本人教員による教育を推進しようと考えており、そのためにも梅をどうしても留学させる必要があった、という事情がある。東京大学法学部はこれまでに明治十六年には司法省法学校第一期生からフランス留学に出て帰国した木下廣次をフランス法担当の教授として採用、東京法学校を合併した明治十八年には私費でフランス留学し帰国した富井政章を刑法担当の教授として採用するなど、フランス系の教員の増強に努めていた。加えて、司法省法学校の事実上の校長を務め、合併後の東京大学法学部で学部長心得に就任していた加太邦憲に対しても、加藤弘之綜理が欠員が出たからということで東京大学法学部の教授となるよう勧誘したものの、加太は自分の本務は司法官であるとしてこれを断っている[55]。こういった状況の中で、前年に法学校を首席で卒業し将来を嘱望されてい

る梅に対して、東京大学側が教授ポストを約束したうえで海外留学を強く勧めたとしても不思議はない。

明治十七年以降、法学・政治学分野で東京大学卒業生から選抜されて官費留学生となった者は、全員が帰国後直ちに帝国大学教授に就任している。明治十七年にドイツに派遣された斯波淳六郎は、ハイデルベルクとベルリンで学籍登録を行い、帰国した明治二十一年に帝国大学教授に就任し、行政法を講じた。しかし翌二十二年には帝大を辞し法制局に転じた。宮崎道三郎は既に法学部助教授に任じられていたが明治十七年にドイツに派遣され、ライプツィヒ、ゲッティンゲンに滞在した後明治二十一年に帰国、ただちに教授に昇任し、法制沿革、羅馬法を講じた。文学部政治学科卒の穂積八束は、宮崎とともに明治十七年に渡独し、ハイデルベルク、ゲッティンゲンで学び、明治二十一年に帰国して間もなく法科大学教授に任じられ、憲法などを講じた。梅の翌々年、明治二十年には助教授土方寧がイギリスに留学、ミドル・テンプルで学び明治二十四年に帰国、教授に昇任してイギリス法を教えた。このように、梅と前後してヨーロッパに派遣された者たちはいずれも帝国大学教授に任じられており、この時期の文部省派遣官費留学生は邦語教育を推進するための日本人教授の養成を目的としていたことが明確であり、明治十五年以前の留学生たちの帰国後のキャリアパスが多彩であったのとは大きく様相が変わっている。梅の留学も教授就任を前提としていたことは明らかである。(56)

他方、梅と他の留学者との間には明確な違いがあった。すなわち学位の取得である。梅の留学目的は以下のように定められた。(57)

従来法学部二科教員中仏国ニ於テ未タ充分法律学ヲ研究セシモノアラス。是レ今回法律学士一名ヲ派遣シ之ヲ専修セシメドクトラノ学位ヲ受領セシムルヲ要スル所以ナリ。而シテ其帰朝後ハ本学ノ教員ニ充テ専

ラ法学部二科ノ教導ニ従事セシメント欲スルナリ。

これによると、法学部二科教員中にはフランスで十分に法律の研究をした者がいないから、梅にはドクトラ（博士）の学位を取得させるためにフランスに派遣する、とされている。リヨン大学で法学博士を取得した富井政章が教授として採用されているにもかかわらず法学部二科にはフランスで法律の研究を十分にした者がいないと書かれているところにいささかの違和感はあるが、いずれにせよ梅は法学博士の学位取得がフランス留学の最大の目的とされたのである。

前述のドイツ、イギリスに留学し法科大学教授に就任した者たちの中で法学博士の学位を取得したことが確認されている者はいない。当時の東京大学法学部、帝国大学法科大学において教授職に就くためには博士の学位は要求されていなかった。また、帝国大学における博士学位の制度は明治二十一年の学位令の制定によりようやく動き出したところであり[58]、これから教授職に就こうとする人が学位取得することは想定されていなかったと見てよいだろう。旧東京大学法学部卒の「法学士」は留学先での学位取得は求められていなかったのに、旧司法省法学校卒の「法律学士」にはそれが要求されていたのはなぜなのか、現時点でその手がかりは見出せていない。

梅は明治十八年十二月に横浜を発ち、パリを経て明治十九年二月二十一日にリヨンに到着、ただちに学位取得に向けた準備に着手する。講義を聴講しつつ翌二十年十一月までに二度の予備試験を優秀な成績で突破、明治二十二年七月十一日に『和解論』の口頭試問が行われ合格、同日法学博士の学位の授与を受けた。その後すぐにベルリンに移動し、いくつかの授業を聴講した。【表】を見ると明らかなように、当時のベルリンには東

京外国語学校時代からの同級生である田部芳も司法省派遣の留学生として滞在していた。学位を取得し一息ついた梅は、田部と気の置けない時間を過ごしたのかもしれない。明治二十三年五月二十七日にベルリンを発って八月に帰国、他の留学者と同様、帰国後直ちに帝国大学法科大学教授に任じられ、日本において法学者としての活躍がスタートする。(59)

おわりに

司法官の養成という明確な目的の下に設立された司法省法学校は、高等教育機関としての東京大学法学部の成長により、その役目を終えることになった。帝国の高等教育機関たる帝国大学の創設は、明治前期に省庁ごとに散在していた分野別の学知の統合を一つの目的とした。法学分野においては憲法制定方針の確定と軌を一にしたドイツ化の波が専門教育のあり方を全面的に刷新する原動力ともなった。

西洋諸国の技術を効率的に修得するためのしくみとしての留学も、窓口となる教育機関の消長に伴って変容を受けることになる。司法省法学校の廃止は、学校における成績優秀者を海外に派遣するという司法官留学の前提を失わせることになった。明治十九年にドイツに派遣された司法官がおおむね帰国した明治二十三年七月、司法省は毎年二十人の司法官を四年間海外派遣するという気宇壮大なプランをぶち上げ、内閣に対して司法省の定額金の増額を請議した。(60)この請議に対する内閣あるいは大蔵省の返答は現在のところ見出されていないが、このプランが実行に移された痕跡がないことから、請議は却下されたのであろう。

他方、文部省による官費留学についても、当初の自由さは徐々に失われ、明治十五年以降は憲法調査、ある

いは大学教授養成という極めて限定的な目的に特化されていく。
梅謙次郎は、司法省法学校の首席卒業生でありながら、同校の東京大学法学部への合併という大波にうまく乗り、司法官ではなく法学者としてのキャリアを選択する。それを象徴する出来事が、文部省海外留学生としてのヨーロッパ留学だったのである。

注

（1）幕命でオランダに渡り、ライデン大学のシモン・フィッセリングに学んだ成果を帰国後刊行した西周と津田真道は、社会科学分野における貴重な例外である。大久保健晴『近代日本の政治構想とオランダ』（東京大学出版会、二〇一〇年）。

（2）かつての藩費留学生は廃藩置県に伴い官費留学に切り替えられていた。この間の詳細については、石附実『近代日本の海外留学史』（中公文庫、一九九二年、原著一九七二年）第八章。

（3）幕末～明治期の日本人留学生の氏名、留学先、経歴等については、渡邊実『近代日本海外留学生史　上・下』（講談社、上一九七七年、下一九七八年）が網羅的である。明治初年の留学生の状況と文部省による整理については、石附前掲注（2）。

（4）紆余曲折を経て明治十年には北海道と沖縄を除く全府県に裁判所の設置が完了する。

（5）司法省明法寮・法学校については手塚豊「司法省法学校小史」『明治法学教育史の研究（手塚豊著作集第九巻）』（慶應通信、一九八八年、初出一九六七年）が古典的業績であり、以下の明法寮・法学校に関する記述はおおむね同論文に依拠している。

（6）大久保泰甫『ボワソナードと国際法——台湾出兵事件の透視図』（岩波書店、二〇一六年）六二頁。

（7）以下では明法寮時代も含めて「司法省法学校」と総称する。

（8）当初、南校では英語、仏語、独語の三課程に分かれていたが、仏語、独語課程の廃止が噂されたことから、仏語課程の生徒が南校側の慰留にもかかわらず新たに仏語での教育を開始する明法寮の生徒募集に応じ、第一期生の中心を占めることになる。

（9）「法律学生徒木下広次等十名仏国ニ留学・二条」『太政類典』第二編、明治四年〜十年、第二百四十八巻、学制六・生徒三（国立公文書館所蔵）。

（10）フランスでは大学の文科系学部に入学するためには文学得業士の称号が必要とされていたことから、ボワソナードは、フランス文部省、パリ大学に対し、日本からの留学生は文学得業士相当の学修を終えていることを伝達し、称号取得免除を認めるよう掛け合っている。

（11）大久保泰甫「明治初期、パリ大学法学部日本人学生の留学記録（一）」東京大学史紀要十六号一―一九頁、一九九八年。

（12）大久保前掲注（11）、同「岸本辰雄の留学生活」明治大学史紀要四号一―一一頁、一九八四年、村上一博「井上正一――日本人初の仏国法学博士」大学史紀要（明治大学）八号一六四―一六六頁、二〇〇三年、同「宮城浩蔵の法学士号（リヨン大学）取得論文」大学史紀要（明治大学）九号一八〇―一八四頁、二〇〇五年、同「パリ大学法学部留学時代の磯部四郎――学籍カードと法学士号取得論文」平井一雄・村上一博編『日本近代法学の巨擘――磯部四郎研究』一七―三五頁、信山社出版、二〇〇七年、同「パリ大学留学時代の小倉久」大学史紀要（明治大学）二一号一〇―三〇頁、二〇一六年、同「パリ大学留学時代の栗塚省吾」越前市立図書館ウェブサイト内（http : //lib-city-echizen.jp/biblio/kurizuka/doc/kurizuka_paris.pdf）

（13）明治十二年、寄宿舎の食事に不満を持つ生徒による暴動が起き（賄征伐事件）、後に別の分野で活躍することになる原敬、中田実（陸羯南）、福本日南、加藤恒忠、国分青崖が退校処分となった。

(14) 梅は卒業試験を欠席したため本来の席次は第二位であったが、それまでの学業成績を踏まえ首席での卒業となった。この間の経緯については、大久保泰甫「岐路となった若き日の二つのでき事――司法省法学校首席卒業とフランス留学決定」法律時報七〇巻七号(一九九八年)。

(15) このときのドイツ派遣については、鈴木正裕「明治一九年渡独した司法官たち」『近代民事訴訟法史・日本2』(有斐閣、二〇〇六年)に詳述されており、以下の記述も同書に依っている。

(16) 鈴木前掲注(15)二―三頁。

(17) 明治十九年の司法官派遣以前にも、明治十六年に東京大学法学部を卒業して司法省に任官した樋山資之が、翌十七年に司法官在官のまま私費で留学している(「判事樋山資之在官ノ侭自費洋行ノ件」『公文録』明治十七年・第二百一巻・明治十七年一月~六月・官吏進退(司法省))。樋山は法学研究のため辞官の上私費留学することを司法省に願い出たが、同年に東京大学教員が在官のまま学術研究のため私費の海外出張に出ることを文部省が認めた例に倣い司法省でも樋山を在官のまま留学させることとし、太政官も樋山に限って特別に認可した。近藤らの留学の際には樋山の先例が参照されている(「少書記官近藤鎮三外五名独逸国留学ノ件」『公文雑纂』明治十九年・第十八巻・司法省一(国立公文書館所蔵))。

(18) 「法学士河村譲三郎外五名独逸国留学ノ件」『公文雑纂』明治十九年・第十八巻・司法省一(国立公文書館所蔵)。

(19) 鈴木正裕『近代民事訴訟法史・日本』(有斐閣、二〇〇四年)五四、六〇頁。本多は一八八二年(明治十五年)に日本人で最初にドイツのドクトル・ユーリスの学位を得ている。加藤学陽「明治日本におけるドイツ法研究の先駆者たち――「日本人ドクトル・ユーリス」の存在と役割」法学政治学論究一一九号(二〇一八年)。

(20) 加太邦憲「欧洲紀行」同『自歴譜』(岩波文庫、一九八二年、原著一九三一年)所収。

(21) 加藤前掲注(19)二四四―二四五頁。

(22) 福井純子「光妙寺三郎――その人と足跡」立命館言語文化研究四巻四号(一九九三年)。

（23）ベアトリス・ジャリュゾ（辻村亮彦訳）「富井政章と杉山直治郎――日仏会館創設における法学者の役割」日仏文化八三号（二〇一四年）。

（24）『公文録』明治十一年・第九十四巻・明治十一年一月～三月・海軍省伺「仏国自費留学生中村孟本省生徒申付度伺」。

（25）中村孟（沼崎甚三筆記）『万国公法問答』（一八八七年）。

（26）なお、森川潤『明治期のドイツ留学生』（雄松堂出版、二〇〇八年）は、一八七〇年から九三年までのドイツ（現在のハンガリー、オーストリアも含む）十七大学に学籍登録した日本人留学生を網羅した労作であるが、同書によると、明治十九年の司法省派遣者や後述の文部省留学生以外にも多くの日本人がドイツの大学の法学部に学籍登録していることが判明する。帰国後の履歴についてはさらなる調査が必要であるが、後述の山脇玄を除き彼ら日本人私費留学生の中に日本の司法界で活躍した者は必ずしも多くない。本文で述べたフランス私費留学生との比較は残された研究課題であろう。

（27）この間の経緯の詳細については『東京大学百年史　通史一』（東京大学出版会、一九八四年）。

（28）前掲注（27）『東京大学百年史　通史一』四一一―四一七頁。

（29）『東京大学百年史　部局史一』（東京大学出版会、一九八六年）一八頁。

（30）フランスの法典の翻訳をほぼそのまま日本に適用しようと考えていた江藤新平は、フランスの法典を翻訳しようとする箕作麟祥に対し「誤訳も亦妨げず、唯速訳せよ」と命じたと伝えられている。

（31）司法省法学校正則科の卒業生に授与されたのは「法律学士」であり、この名称の差異も後に両校の卒業生の対抗意識を生む一要素となった。

（32）なお、彼らに先立ち、山脇玄が医学修学のため明治三年にドイツに渡ったものの、現地で法律学に転向、明治十年までベルリン大学とハイデルベルク大学で学び、帰国後は司法省などに任官し、ドイツ語法律文献の翻訳の任を担っ

た。小野博司「近代法の翻訳者たち（1）――山脇玄と守屋善兵衛」泉水文雄・角松生史監修・法政策研究会編『法政策学の試み（法政策研究第16集）』（信山社出版、二〇一五年）。

(33) 穂積重行『明治一法学者の出発――穂積陳重をめぐって』（岩波書店、一九八八年）三八三～三八七頁。

(34) 法学部で最初の日本人教授は井上良一であったが、穂積の帰国前に急逝しており、穂積は教授就任と同時に法学部の最先任の教授となった。

(35) なお、このとき河上と同時に医学部から眼科修業のためにドイツに派遣されたのが、梅謙次郎の兄、錦之丞である。錦之丞は明治十二年から十五年までベルリン大学に学籍登録をしており、翌年帰国して東京大学講師に就いたが、謙次郎がフランスに発って間もなく二十九歳で早世した。

(36)「特別留学生条規ヲ定ム并ニ木場貞長等ヲ留学セシム」『公文類聚』第六編・明治十五年・第四十九巻・学政二・校舎・教官・生徒・博物及書籍館・雑載（国立公文書館所蔵）。

(37) 加藤前掲注（19）。

(38) 法政大学図書館所蔵「梅謙次郎関係文書」には、司法省法学校時代の講義筆記ノート、リヨン大学留学中の講義筆記ノート、『和解論』原稿などとともに明治十七年頃に自らの講義用に作成した講義ノートが残されている。

(39) ベアトリス・ジャリュゾ（小塚荘一郎訳）「世紀末の卓抜した日本人留学生」東洋文化研究（学習院大学）一五号（二〇一三年）。

(40) 大久保前掲注（14）。

(41) 岡孝「梅謙次郎――和仏法律学校の支柱」法政大学大学史資料委員会編『法律学の夜明けと法政大学』（法政大学出版局、一九九三年）。

(42) 田村耀郎「和解の「確定効」――梅「和解論」の今日における意義」島大法学三五巻四号（一九九二年）など。

(43) 垣内秀介「裁判官による和解勧試の法的規律（三）」法学協会雑誌一二二巻七号（二〇〇五年）。

(44) 西原慎治「和解と射倖契約論——梅謙次郎博士の所説を起点として」久留米大学法学六八号(二〇一三年)。
(45) 遠藤歩『和解論』(九州大学出版会、二〇一九年)。
(46) 「司法省法学校交併ノ件・司法卿連署」『公文録』明治十七年・第百八巻・明治十七年七月~十二月・文部省(国立公文書館所蔵)。
(47) なお、このとき既に同じ「東京法学校」の名を持つ私立の法律学校(後の和仏法律学校、法政大学)が存在しており、官立と私立の「東京法学校」が併存することになった。
(48) 「東京法学校移転ノ件」『公文録』明治十八年・第八十八巻・明治十八年一月~六月・文部省(国立公文書館所蔵)。
(49) 前掲注(27)『東京大学百年史 通史一』五一〇頁。
(50) 「東京法学校ヲ東京大学法学部へ合併ノ件」『公文録』明治十八年・第八十八巻・明治十八年一月~六月・文部省(国立公文書館所蔵)。
(51) 東京大学の教員となった加太、梅、河村のうち、梅は明治十八年の文部省官費留学生、加太と河村は明治十九年の司法省海外派遣者と道が分かれていく。
(52) 中野実『近代日本大学制度の成立』(吉川弘文館、二〇〇三年)五四—五六頁。
(53) 「官費海外留学生規則中改正ノ件」『公文録』明治十八年・第八十八巻・明治十八年一月~六月・文部省(国立公文書館所蔵)。
(54) 明治十八年の東京大学からの官費留学生は梅謙次郎と医学部出身で眼科学の河本重次郎二人のみである。明治十八年十二月に梅錦之丞は東京大学医学部講師を辞職しているが、河本の留学決定と関係しているかもしれない。
(55) 加太前掲注(20)一三二—一三三頁。
(56) 法学部長であった穂積陳重は、明治十四年頃の東京大学法学部の授業はほとんどが英語で行われていたことから、徐々に日本語の授業を増やすよう努め、明治二十年頃にはおおむね完成したと述べている。穂積『法窓夜話』(岩波

文庫、一九八〇年、原著一九一六年）一七二頁。

（57）「右ニ付法学ニ科卒業生梾（ママ）謙次郎選択ノ件」『海外留学生関係書　明治十七、十八年分』（東京大学文書館所蔵）。

（58）法学博士は、明治二十一年に箕作麟祥、田尻稲次郎、菊池武夫、穂積陳重、鳩山和夫の五人に授与されたのが最初であり、同年中さらに井上正一、木下廣次、熊野敏三、岡村輝彦、富井政章の五人に授与された。前掲注（29）『東京大学百年史　部局史一』四八頁。

（59）留学中に聴講した授業などの詳細については東川徳治『博士梅謙次郎』（有斐閣、一九一七年）五一―五六頁。

（60）「外国派遣法学生ニ関スル件」『採余公文』自明治八年至大正四年（国立公文書館所蔵）。本資料には作成・発出年の記載がないが、前後に編綴されている文書が明治二十三年のものであることから、本資料も同年のものと推測される。